

返礼品を募集しま



遠軽町ふるさと寄附金（ふるさと納税）制度による町への寄附の促進と町の魅力発信や地元特産品等のPR・販売促進など地域経済の活性化を目的として、町に一定額以上のふるさと寄附をしていただいた方（町外の方）に対して贈呈する返礼品等（商品やサービス）を募集します。

町内に事業所（本店、支店等は問わない）を有する法人や個人事業者等が対象で、特産品のPRや販売促進を検討している事業所にはうってつけです。

応募するメリット

① 大々的に宣伝ができる！！

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」・「ANA のふるさと納税」や町ホームページ、パンフレット等に掲載されるため、全国に向けて事業所名や商品名等をPRすることができます。また、返礼品を発送の際には、独自のパンフレットを同封することも可能です。

② 商品等の発送に送料が掛からない！！

返礼品の発送に掛かる送料については、町が全額負担するため、リスクなく販路拡大をすることができます。既存の商品を組合せてセット商品にするなど、様々なアイデアお待ちしております！

応募者の要件

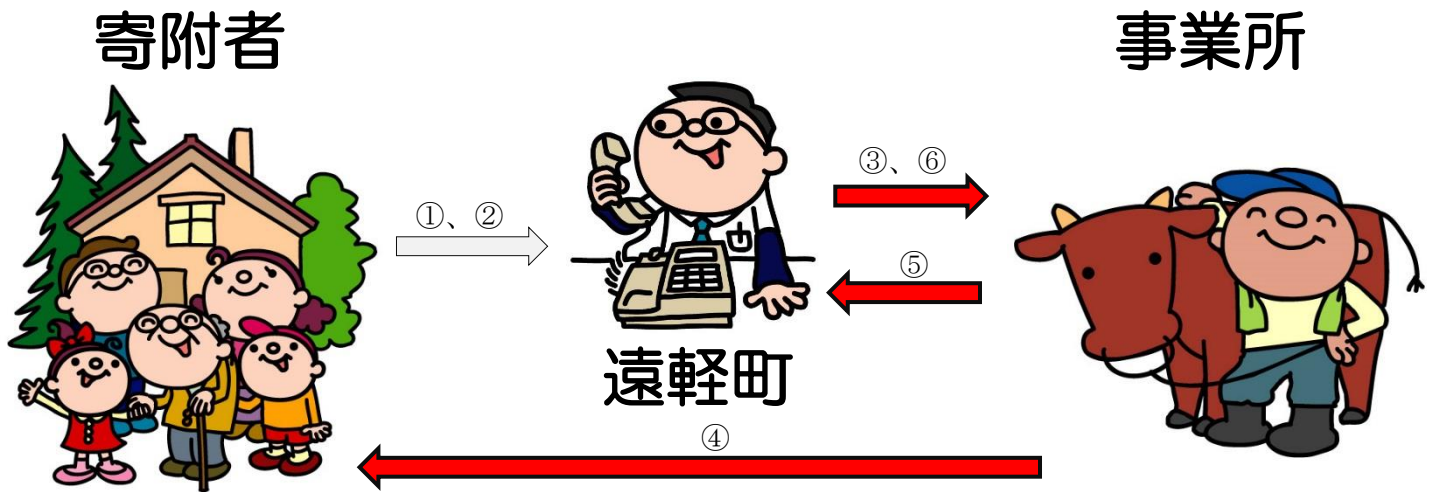
- 1 町内に事業所（本店、支店等は問わない。）を有する法人、組合その他の団体又は個人事業者
 - 2 各種法令を遵守していること
 - 3 町税を滞納していないこと
- ・・・等々

※詳細については募集要領をお読みください。

（町ホームページ <https://engaru.jp> で確認いただけます）



大まかな事務の流れ（イメージ図）



- ① ふるさと寄附金の申込み
- ② 寄附金額に応じて、返礼品等の選択
- ③ 返礼品等の情報を提供（発注依頼）
- ④ 返礼品等の発送・提供
- ⑤ 返礼品等の代金・送料の請求
- ⑥ 返礼品等の代金・送料の支払い

Q&A

Q 返礼品として応募する商品はなんでもいいの？

A 基本的には、町内で生産・提供等がされているか、主要な原材料の産地が遠軽町であるものというのが条件です。ただし、商品券や電子マネー等の金銭類似性の高いものや、家具や楽器等の資産性の高いものについては、返礼品とすることができません。

Q 発送する業者はどこでもいいの？

A 提供する発送情報に基づき、間違いなく発送できるのであれば、発送業者はどこでも構いません。なお、返礼品の発送事故等があった場合は、事業所の責任において、誠意をもって対応するとともに、速やかに町に報告してください。

Q 返礼品の価格はどう決めたらいい？

A 募集要領に記載している価格の区分（A～G）から選択し、市場価格を参考に設定してください（箱代、包装代、消費税等の経費も含む）。

なお、送料については、町が全額負担するため、返礼品の価格には含めないでください。

Q 応募したものの選考はどうするの？

A 返礼品等の選考については、遠軽商工会議所、えんがる商工会、えんがる町観光協会から意見を徴取したうえで、要領に基づき採択の決定を行います。不採用とされた場合でも、町の助言を参考に、改善を行った場合は、採用とすることがあります。

問合せ 遠軽町総務部企画課企画担当

電話番号：0158-42-4818

FAX番号：0158-42-3688

メールアドレス：furusato@engaru.jp